

第438回南国市議会定例会会議録

第4日 令和6年12月12日 木曜日

出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 渡部靖	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 高野正和	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 子ども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	参事兼教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

＊

議事日程

令和6年12月12日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岩松永治） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（岩松永治） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。1番齊藤正和議員。

〔1番 齊藤正和議員発言席〕

○1番（齊藤正和） おはようございます。

一般質問3日目となりましたので、質問が重複してくることがあると思いますが、よろしくお願いたします。

12月半ばとなりまして、いよいよ師走となってきましたので、皆さん本当に忙しい中、ばたばたされてるんじゃないかと思います。今朝、私も朝こちらのほうに来るとき、ちょっと慌てて来ていたっていうことがあったんですけど、そうしたら前の車が右折をするためにちょっと

止まってたんですね。止まってたら、対向車の方がゆっくり徐行を始めてくれて、その方がどうぞっていうアクションをしてくれました。この師走の中、そういう朝から光景が見れて、ほっとしたという次第ですので、そういう気持ちで今日の私の一般質問を聞いていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問のほうに移りたいと思います。

いよいよ2024年、そして来年は2025年となります。2025年といいますと後期高齢者に団塊の世代がなくなっていくということになっていきます。これは、今までこの社会を支えてくれていた世代がどんどんどんどん高齢化をしていくということですので、支える人口が減少をしていきますので、様々な問題が発生してくるというのが2025年問題となってきます。その中で今回は認知症予防について、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

認知症予防についてです。

誰しもがなる可能性のある認知症ですが、認知症の種類としてはアルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症の4種類が代表的となっておりますが、その中でもアルツハイマー型認知症が割合としては多く、全体的には約70%を占めております。

アルツハイマー型認知症というのは、脳の細胞にアミロイドベータというたんぱく質がたまり、それが神経細胞を破壊し、脳が萎縮することで発症します。このアルツハイマー型認知症に対して新しい治療薬が開発されました。治療薬は、ドナネマブが11月20日から保険適用となっております。この薬は、原因物質となるアミロイドベータを除去し、病気の進行を抑える効果に期待をされています。これは新しい新薬ということになっていて、大変期待が大きいとされているのですが、その薬価が年間で約308万円と大変高額となっております。同様の治療薬として、レカネマブも年間約298万円と高額となっておりますので、認知症患者が増加することで医療費や財源への負担が大きくなる懸念があります。また、南国市を含む本県では人口減少と高齢化が進む中、特に認知症患者の増加が市の介護予算や医療体制に影響を与えると考えられます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2050年には県人口が45万1,000人に減少し、人口構造はより細いたいまつ型へと移行するとされております。こうした状況下で早期予防や啓発活動がますます重要となっております。そんな中、12月3日、政府は認知症施策の指針となる基本計画を決定しました。この計画は、認知症を誰もがなり得るものと位置づけ、地域共生社会の実現を目指しています。4つの重点目標として、当事者の意思尊重、地域で安心できる

暮らし、新たな知見や技術の活用及び社会参加の機会確保を上げています。

また、自治体には、地域の実情や当事者の意見を反映した計画が求められています。具体的な取組としては、ピアサポート活動や認知症希望大使の活動促進、学校での教育や交流による認知症の正しい理解の普及が上げられます。また、予防重視の支援モデルや地域包括支援センターを中心とした相談体制の強化、医療、介護の充実も含まれています。こうした国の計画を踏まえ、南国市の取組を伺っていきたいと思います。

質問です。南国市内の要介護、要支援者の現状と推移について、過去5年間の推移はどうなっているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 令和6年11月末の要支援者が592人、要介護者は2,042人でした。

過去5年ということですが、こちらは令和5年9月末で要支援認定者が543人で、要介護認定者数は2,008人でした。以下、9月で比較をしてみたいです。令和4年が要支援者555人、要介護者2,056人、令和3年、要支援552人、要介護2,097人、令和2年、要支援550人、要介護2,019人、令和元年、要支援547人、要介護1,977人でした。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。

要支援者、要介護者の推移が分かり、大変参考になります。ありがとうございます。

認知症の患者数の現状と今後の見通しについてお伺いしていきたいと思いますが、市内での認知症の診断を受けている人の人数や割合はどのくらいでしょうか、また今後の傾向をどのように見込んでいるか、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 75歳以上の後期高齢者医療の9月末被保険者が8,317人でした。そのうち認知症に係る何らかの診断を受けている方は1,558人で、割合としては18.7%となっております。74歳以下の方については、加入しております医療保険がそれぞれ異なるため、把握ができておりません。

今後の推移ですが、高齢者人口に占める後期高齢者の割合が高くなるため、認知症の方は増加するものと見込んでございます。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。

要介護者、要支援者、そして認知症の診断を受けた後期高齢者の割合について、具体的なデータがあり、大変参考になりました。

後期高齢者が、18.7%を認知症の割合が占めているという事実は、市としても大きな課題があるのではないかと思います。また、今後増加していくということになると、さらなる啓発活動の重要性を改めて示しているのではないかと思います。

政府が制定した認知症基本計画を踏まえ、南国市ではどのように地域の実情や当事者意見を反映した施策を計画、実施していく予定でしょうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 計画の中にございます認知症の人、本人の声を尊重し、新しい認知症観に基づき施策を推進する必要がございます。したがって、既存の施策、家族の会、当事者の会、認知症サポーター養成講座や認知症初期集中チームなどがこの方針に沿っているかどうか、点検、修正などを行ってまいります。また、国の自治体向け個別相談の利用も検討してまいります。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。

新しい認知症観に基づいた施策を進めるという方針は、大変によいことだと思います。特に認知症当事者の声を尊重するという事は、大前提になってくるのではないかと思います。既存の施策を点検するという事ですので、課題を洗い出し、改善につなげていただけることに期待をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。認知症の人やその家族が抱える問題は多岐にわたるため、本当に大変なことだと思いますが、声をしっかり拾っていただきたいと思っております。

それと、次が人口減少や高齢化が進む中で認知症患者の増加が市の財政や介護体制にどのような影響を及ぼすとお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 認知症患者に限らず、要支援者、要介護者が増加いたしますと、これまで以上に介護人材不足等によるサービスの供給不足が懸念されます。また、仮に供給が満たされますと給付総額が増加することとなりますので、市の負担や被保険者の保険料を上昇させる要因となります。このためリエイブルメントやセルフケアマネジメントの推進に今後も努めていく必要がございます。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。

介護人材不足、そして保険料の上昇リスクは市民生活に直接的な影響を与えるため、非常に大事なことだと思います。そのためにも市民の皆様の理解と協力が欠かせないと思いますので、啓発活動にぜひ取り組んでいただきたいと思います。これ啓発活動に取り組むということは、市民の方一人一人の健康寿命が延びていくということにもつながっていくと思いますので、これは大変重要だと思います。誰しもが健康で長く地域で暮らしていける、そういう南国市を目指していきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、新しい認知症観と社会参加の促進についてお伺ひしていきたいと思ひます。

新しい認知症観に基づき、認知症の当事者が希望を持って暮らし続けられる社会を目指すために、南国市ではどのような社会参加の促進策を考えていらっしゃるでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 一般の高齢者などに対しまして、いきいきサークルをはじめとする通いの場所への支援は地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが行っておりますが、認知症の当事者の声を聞く機会は、今以上に持っていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。

社会参加の場ってというのは、大変重要になってくると思ひます。高齢になってくると、これからますます免許返納であったりとかということも考えられますので、移動手段が限定的になってきます。そのためには、今まで行けていたところには行けなくなる、コミュニティーが小さくなっていくってということになりますので、きめ細かな社会参加の場というものを設けていく必要が今以上にあると思ひます。社会参加、それぞれの人が役割を持つていくことは大変重要になってきますので、その中での活動を積極的に取り入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、何を言っても予防と啓発活動が大変重要になってくると思ひますが、南国市内で行われている認知症予防プログラムや啓発活動にはどのようなものがあるでしょうか。学校教育やピアサポート活動など、新しい取組を導入、拡充していく予定はありますか、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） セルフケアマネジメントとして「脳にいいアプリ」、バランス

のいい食事、運動、脳のトレーニング、社会参加などに応じましてポイントを付与するものがございますが、この普及に今後も努めてまいります。

啓発といたしましては、認知症サポーター養成講座をこれまでと同様に開催に努めるとともに、当事者の会、家族の会の活動を支援してまいります。また、認知症初期集中チームにより、早期発見から早期受診へつなぎ、重度化を防止する取組を進めてまいります。

新規の事業は、現段階での予定はございません。以上でございます。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。

いろんな取組を教えてくださいました。その中にありましたけど、「脳にいいアプリ」ですけど、これ執行部の皆さんもやられたことはありますか。あります、うなずいてくれてます。やってくれてると思いますが、私も実際これやってみました。やってみると、計算問題とかがありました。計算問題と、それと課長、何でしたっけ、「脳にいいアプリ」、パズルですね、パズルがありました。けど、本当にやって対戦相手が出てきたりとかっていうことで、競い合うということもありまして、すごくちょっと楽しいなっていうことがありました。これ楽しみながら脳を動かすっていうこと、このながらっていいですけど、ながらやっていくっていうことは非常に脳が活性化していくっていうこともありますので、ぜひこのアプリを普及していただきたいと。これ若い世代にもどんどんどんどん取り入れてっていただいで、これ習慣づけていくことが本当に大事じゃないかなと思います。

急に後期高齢者、高齢になってこのアプリが使いこなせるのかってところにはまだまだ課題もあろうかと思しますので、若い方にぜひこれ普及していただいで、つなげてっていただきたいというふうに思います。それがやっぱり未来に対してつながっていくのではないかと考えますので、ぜひとも今後ともよろしく願いいたします。御答弁ありがとうございました。

それでは、学童クラブの受入れ体制について質問をお願いしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

南国市内の学童クラブは、平日の開設時間が18時10分までとなっているところがあります。このため保護者の方の中には仕事を終えて急いで迎えに行く必要があり、職場から車がある駐車場まで走るなどの苦勞をされている方もいらっしゃいます。また、時間を過ぎてしまうと延長料金が becoming 必要になっているとの話も伺いました。共働きの家庭では、18時10分だと迎えに間に合わないといった声が上がっております。保護者からは営業時間の延長を求める要望が寄せられております。

この背景には、小1の壁と呼ばれる子供の小学校入学を機に共働き家庭、働く親が直面する仕事と子育ての両立が困難になる社会的課題が存在します。主な要因としては、保育の預かり時間と小学校の登校時間、学童保育の閉所時間の差、そして小学校入学以降、多くの企業では時短勤務ができなくなるといったことが上げられます。全国的に見ると、こども家庭庁が令和5年の調査結果を発表していました。終了時間が18時までの学童クラブは全体の17.9%、18時30分を過ぎて開設している学童クラブは53.3%の1万3,755施設となっております。こうした全国的な傾向や保護者からの声を踏まえ、お伺いしていきたいと思います。

質問です。南国市内の学童クラブの開設時間はどうなっているのでしょうか。市内の学童クラブ全体で統一されているのでしょうか。施設ごとに異なるのでしょうか。具体的な開設時間についてお聞かせください。お願いいたします。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 現在の公設の学童クラブの状況ですが、市内小学校10校で14学童クラブが運営されております。開所時間は市内統一となっております、平日は18時10分まで、土曜日が8時から16時まで、学校の長期休業期間は8時から18時までとなっております。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。

数年前までは18時までだったと思います。私も子供を預かっていただいておりますので、18時に間に合うようにダッシュをしたというような経験もございましたので、10分延びているということが分かります。

平日18時10分という閉所時間ですが、共働き家庭にとってはやや短い印象を受けます。特に全国的には18時30分を過ぎても営業している学童クラブが半数以上あることを考えると、南国市の時間設定が利用者の多様なニーズに十分応えられているのか、再検討が必要ではないかと考えます。

質問です。なぜその開設時間に決まったのか、決定された経緯について、例えば財源や人員体制など、背景にある理由をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 本市の学童クラブは、以前から民間の交流組織での運営が行われていましたが、平成19年に公設学童クラブの運営組織であります学童保育連絡協議会が市からの委託により運営を行っております。こうした運営体制の変更をするに当たって、当時の

各学童クラブの代表による検討委員会での協議により決定したと聞いております。その後、令和3年度からは利用する保護者が少しでも安全に迎えに来られるよう、指導員の配置状況、労働時間を考慮した上で開設時間を18時から18時10分に延ばしたという経過がございます。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。

平成19年に公設学童クラブが設立され、その際に代表者の検討委員会で議論を経て時間設定がされたということで、そして令和3年度、2年ぐらい前ですか、これね、に10分間の延長が行われたということで、保護者の負担の軽減を図る取組をされたのではないかと思います、先ほど申しましたように、小1の壁といわれる保育園の預かり時間と学童の閉所時間の差、そして多くの企業で時短勤務がなくなってしまうということがあります。これはどういったことが発生してくるかといいますと、正規職員で勤めていた方が非正規になってしまう原因の要因の一つになっていると、大きな要因ですね、これ、になっているということもありますので、大変重要な問題だと思います。

18時から18時10分に移していただくということは、これでもありがたいことだとは思いますが、南国市内を見てもらってもいいと思うんですけど、仕事が17時30分に終わりました。職場から車で出ます。ふだん10分ぐらいで移動できる範囲も、その時間帯だと電車にかかったり、渋滞にはまったりとかということがありますので、20分、30分かかってしまうというケースも実際に起こっていますので、18時に迎えに行くっていうことが本当に難しい。なので夫婦のどちらか、もしくは働いてる親が正規から非正規、パートさんとかに変わって子供を迎えに行くっていうことになってくる。すると家計に対して本当に負担がかかっているっていうことが現状です。なので、少子化を考えていくということにしてみても、ここは本当に重要な点になってくるということを御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

その点を踏まえて、次の質問です。

保護者から寄せられている延長を求める声について、市の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 学童クラブの開設時間延長についての要望は、これまであまり具体的にお聞きした経過はございませんが、そういったニーズがあることが分かりました。この件につきましては、対応を考えないといけない課題であると考えます。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。

保護者からの声を課題認識と捉えていただけるということで、これから検討していただけることに期待をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、その点を踏まえまして、再度全国的な傾向を踏まえて南国市でも学童クラブの延長営業に向けた対応が可能かどうかをお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 学童クラブにつきましては、昨年度にもスペースの確保をし、需要の増加に対応することを模索したという経過がございますが、最終的に従事する人員の確保ができなかった状況がございます。今後、指導員等の従事者の雇用元となる学童保育連絡協議会と、対応できる人材の確保が図れるのか、運営時間の延長が図れるのかを協議していかないとはいけないと考えております。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。

確かに指導員の確保が難しいということですが、これは本当に多くの自治体が抱えている問題だと思いますので、また皆さんの知識を生かして積極的に取り組んでいていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

魅力ある南国市観光についてです。

今年も残すところ、いよいよ20日を切ったということで、世間は忘年会シーズンの真ただ中ということになってきました。そして、令和7年へのカウントダウンが始まってきましたが、令和7年には「あんぱん」、大阪万博といった大きなイベントが予定されております。たくさんの方にこの南国市にもお越しただいて、魅力を十分に感じていていただきたいと思ひますが、南国市としてはこの機会をどう捉え、観光につなげていくのか、計画と進捗状況についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 連続テレビ小説「あんぱん」の放映につきましては、南国市にとって大変な好機でございますので、既設組織の南国市観光施設連絡会や中心市街地振興協議会、新設組織の連続テレビ小説関連観光施策推進協議会と情報共有、意見交換を行い、策定した基本計画、実施計画に基づき、やなせ先生が少年時代を過ごした後免町の活性化や観光を中心とした産業振興に生かす取組を進めております。

受入れ環境の整備として、後免町周辺における臨時駐車場等の整備や臨時観光案内所の整備

を進め、工事に着手しております。また、後免町周辺の観光素材の土産等として、来訪された観光客に楽しんでいただくため、やなせ先生の世界観が感じられる（仮称）やなせライオン公園やアンパンマンベンチの設置等のリニューアルを行う日吉町3丁目公園、後免町商店街には既設のアンパンマン石像に加え、やなせ先生ゆかりのキャラクター等のシャッターアート、高知農業高校と高知東工業高校、後免町住民との連携による花によるおもてなしなどを計画し、進めております。さらに海洋堂SpaceFactoryなんこくを会場に、NHKエンタープライズと海洋堂の強みを生かした展示や、やなせ先生の人生や南国市に残してくださった原画等を展示する企画展を計画しております。今議会に予算計上させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

また、物部川エリアでの観光博覧会による取組として、来年2月9日にイベント、来年3月29日に香美市、30日には南国市と香南市でオープニングイベントを開催するため、準備を進めております。これらの観光情報を旅マエ・旅ナカで提供するため、現在行っている市公式SNSによる情報発信に加え、公式ホームページのリニューアルやランディングページと呼ばれる特設ページの製作を進めております。

また、物部川DMO協議会のホームページ内に、やなせ先生ゆかりの地を紹介するサイトが開設されておりますが、現在このサイトを衣替えする形で、物部川エリアでの観光博覧会においても特設ページの開設を進めております。

また、連続テレビ小説関連の観光誘客に向けたPRとしては、県内や近隣県に対しては物部川エリアでの観光博覧会、県外、海外に対しては高知県によるどっぷり高知旅キャンペーンで行われておりますが、引き続き行っていく計画となっておりますし、物部川DMO協議会等による国内外の旅行会社等との商談会やセールス、県外のイベント出展での観光PRも継続して実施しております。

また、大阪・関西万博につきましては、高知県の関西戦略の一環として、来年8月に万博会場において、よさこい演舞や街路市を通じて高知の魅力を世界中の方々に発信する取組を予定しておりますので、南国市も一緒にPRするとともに、関西万博や連続テレビ小説「あんぱん」に合わせた南国市へのインバウンド誘客に海洋堂の高い知名度を生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 御答弁ありがとうございました。

連続テレビ小説「あんぱん」や大阪の万博といった大変貴重な機会となってきます。この短

期間でここまで準備をしていただいて、本当に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その中にありましたけど、地元の農業高校と東工業の高校生と一緒に花を準備するというんですけど、これ実際高知空港とかでも花を見かけることがあるんですけど、学校の名前が書いていたりとかしたら、本当はふだん通学されている高校生の方が植えてくれたんじゃないかなっていうことを想像するとほっこりするということがありますので、本当にいい取組ではないかなと。それがまた地域の方に広がっていくということもありますので、本当にきめ細かいところまで考えられていて、すばらしいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

観光といえば、車の利用もされるのではないかと思います、車を利用して観光をしていると、道の駅を利用することもあると思います。先日、高知新聞のほうに県内の道の駅人気アンケートというのが、トップテンが発表されていまして。私、朝起きたとき、ちょっと新聞をすぐぱらぱらとめくることがあるんですけど、一発目に道の駅トップテンって書いたときに風良里を探したんですけど、ちょっとそれが見つかることができなかったということで、大変残念なことだなと思いましたので、ちょっと今回質問に上げさせていただいております。

この道の駅は、休憩と情報発信、地域連携の3つの機能を持っている施設であり、風良里にも直売所としての新鮮な野菜やおいしいレストランなど、魅力的な点がたくさんあると思いますが、風良里では南国市の魅力や観光をより多くの方に知っていただくために、どのような取組をされているでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 道の駅南国の指定管理者であります株式会社道の駅南国がホームページを立ち上げて、各種イベントやJ A高知県の直販所であります風の市の情報などを掲載しております。また、インスタグラムなどSNSを活用した情報発信も行っておりますし、高知県の観光情報サイトや南国市観光協会のホームページなどでも情報発信をしていただいております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。

実際、このSNSというのは本当に情報発信をするために非常に有効なツールだと思います。道の駅風良里のホームページ、私も拝見させていただきましたけど、レストランに関しては本当においしそうな料理が並んでいて、事前予約制ですけど皿鉢料理が注文できたりということ

で、大変魅力を感じるホームページになってるのではないかなと思いました。

そして、ちょっとインスタグラムのほうも拝見させていただいたんですけど、インスタグラムのほうがもっと定期的なアプローチっていうのがあってもいいんじゃないかなっていうことをちょっと感じるような形になってましたので、まだまだこれから改良の余地があるんじゃないかと、それをしていくことによって、つながっていくところもあるのではないかと思います。

特に、今後こういうところを改善しながら情報発信、強化していただきたいと思えます。これは道の駅風良里を知っていただくということは、この地場産品を知っていただくという機会にもつながっていきますので、地域のお百姓さん、農家の方っていうのは、本当に収入に直結するということがあります。県外の直売場に卸している農家さんの中には、若手農家で本当に年収1,000万円を超えているといった方もいらっしゃいますので、その可能性を秘めているっていうことがありますので、本当に風良里を一度見ていただいて、今後どういうふうな改善が必要なのかということ再度見ていただきたいなと思えますので、その視点に立って見ていただくこともちょっとお願いしていきたいなということを思えます。

そして、次の質問ですが、次回のアンケートでランキング入りを目指すために、風良里のよさをさらに発信する計画はありますか、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 今回、高知新聞社が行ったアンケートは回答者数が368人で、10位の得票数が32票とサンプル数が比較的少ない調査のようですので、今回の結果に一喜一憂するということはありませんが、斉藤議員御指摘のとおり、風良里のよさをさらに発信していく取組は南国市の魅力の発信、観光振興につながり、重要であると考えております。

NHKの朝ドラ「あんぱん」に向けた取組としまして、「株式会社道の駅南国」でお土産物の新商品の開発に取り組んでいただいております。そのお披露目会が今月27日に予定をされております。そのほか四方竹の加工品やパプリカソースなど、既存の道の駅オリジナル商品と併せて各種イベントや団体旅行客の確保を通じて、売上増と南国市のPRに取り組んでいくと伺っております。

また、今回のアンケートで1位となりましたかわうその里すさきは断トツの1位でありまして、先ほどサンプル数が少ないと負け惜しみのようなお答えをいたしましたけれども、高知新聞の記事にありましたように、私もしんじょう君の効果が大きい、さすがだなと率直に感じた次第であります。

南国市にもシャモ番長などのキャラクターがございますので、シャモ番長によるPR活動、

情報発信を進めていくことも効果があるのではないかと考えております。また、先ほど斉藤議員のほうからインスタグラムの点につきまして御指摘、御提案ございましたけれども、株式会社道の駅との間では課題等について情報共有を図っておりますので、引き続き連携して南国市をPRする拠点施設としての取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。しんじょう君、手ごわいですか。

うちはシャモ番長ですのでね、番長がついてますんで。これはですね、市長、シャモ番長でしっかり今後もPRをかけていっていただきたいと思いますので、ぜひ次回は新聞に道の駅風良里特集というような形で特集が組まれるぐらい注目を集めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

観光といえば、南国市には海もあります。南国市の海では、サーフィンが盛んに行われています。そして、その近くではスケートボードができる環境があり、アーバンスポーツが楽しめる地域となっております。サーフィンはプロ選手が訪れるなど、海のポテンシャルも高く持っております。たくさんの人においでいただき、楽しんでいただきたいと思いますが、海側をはじめ、市内全体でも宿泊施設が少ないと感じています。

そこでお伺いします。

南国市において観光客の増加に対する宿泊施設の整備状況をどのように評価していますか、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 宿泊施設につきましては、旅館業法に基づいた令和4年末時点での登録件数で見ると高知市が多く、次いで四万十市、土佐清水市、宿毛市でございまして、議員のおっしゃるとおり、南国市はこれら県内他市と比べ少ない状況でございまして、これは地理的な要因、南国市の場合は高知市と非常に近いということが影響しているのではないかと考えております。

観光客の増加に対応する宿泊施設の整備状況につきましては、宿泊事業者からはコロナ前より平均稼働率は上昇し、満室になることもあるものの、高知市において数年のうちに予定している新規開業等により宿泊客の受入れキャパも増加するとお聞きしておりますので、連続テレビ小説による観光客の増加も含め、一定対応できるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。

南国市の宿泊施設の整備状況について、地理的要因が影響しているということは大変納得できるのではないかと思います。ただし、観光客の増加が見込まれる中、宿泊施設の不足が潜在的な課題となっている可能性は否定できません。というのは、やはり南国市で長くいていただくということが大変重要になってくるのではないかと、それにより魅力をより感じていただきたいとも考えますので、現状の稼働率が上昇しているという点は本当にポジティブな兆候ですが、観光需要に対する施設の新規整備や既存施設の改善を市として積極的に支援していただくことも必要ではないかと考えます。

質問です。お隣の香美市では、民泊を促進するため、補助制度を導入していると聞きますが、南国市でも同様の民泊の促進施策を検討するお考えはありませんか、御答弁をお願いします。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 香美市では、ビジネスホテルダイワやべふ峡温泉のように宿泊施設が休業している中、連続テレビ小説の放映によって増加する観光客に対応するため、民泊を含めた宿泊事業を開始、または客室を増設するなど、宿泊者数の増加を図る事業について、緊急的に令和6年度の取組として補助上限100万円の助成制度を設けたとお聞きしております。補助制度を導入するに当たっては、補助事業の目的や内容、財源の確保が重要となってまいりますので、十分な検討が必要になるものと考えております。

なお、宿泊施設への補助金につきましては、国の事業再構築補助金や小規模事業者持続化補助金において採択事例がございますので、今のところ次回公募について明らかにされていないところでございますが、相談があった際には情報提供をしたいと思います。以上でございます。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。

香美市は宿泊施設が少ないということで取り組まれたってということですけど、これ実際メディアのほうでもコンテナハウスでの宿泊っていうのが取り上げられたり、これほかの県から見に来たっていう事例もありますので、大変注目を集める機会にもなったということもあると思います。南国市を見渡しても山があって、中間にはこの香長平野と呼ばれる田園地帯が広がって、そして海があるっていうところになってきますので、そういうコンパクトに考えていくっていいことですね。海側にはちょっとある一定あってもいいんじゃないかな、田園地帯の中にちょっとあってもいいんじゃないかな、山のほうでゆっくり過ごしてもらいたい

んじゃないかなっていうことを考えていくと、様々な観光資源というものは潜在していると思いますので、ちょっと検討していただきたいなっていうことを思います。

また、古民家の再生っていうことも、大変インバウンドに対しては効果があるということをお聞きしておりますし、都会から田舎のほうに来るといいますと、ビジネスホテルへ泊まるというよりは、ちょっと古民家を探してみようかなっていうことも検索のワードに含まれたりとかということがありますので、少し検討をしていただきたいというふうに思います。

また、民泊を進めることで地域の空き家活用や観光資源のさらなる魅力向上につながると考えますが、この点について市の見解をお聞かせください。お願いします。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 民泊につきましては、安全面、衛生面の確保や、騒音やごみ出しなどによる近隣トラブルなどに対応するため、平成30年に住宅宿泊事業法が施行された経緯がございますし、南国市においては学校等に通う児童等の安全や就学環境の確保を図るため、また静穏な住環境の維持を図るため、事業の実施に関して制限が設けられているところでございます。

しかしながら、制限等をクリアし、地域の空き家が民泊施設として整備し運営されるならば、議員のおっしゃるとおり、空き家活用につながるものと思います。また、観光資源としては、民泊施設での宿泊の提供のみにとどまらず、地域の特産品等を生かした食事や地域特性等を生かした体験メニューが合わさった宿泊プランがつけられ、提供されるならば、南国市において魅力ある観光資源になるものと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 御答弁ありがとうございます。

先ほども申しましたとおり、旅行に行くとなったときに高知県を選んでいただくと、飛行機で来ると南国市が玄関というふうになってきます。そして、JRでお越しいただいても、必ず特急列車が止まります。高速もありますので、玄関口としては最高、その後の移動を考えても本当にすばらしい魅力が詰まっているこの南国市になってきますので、この民泊、そして古民家、築100年とか150年の古い古民家を生かしていくっていう機会にもなってくると思いますので、また今後も機会がありましたら御検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終えたいと思ひます。どうも御答弁ありがとうございます。

○議長（岩松永治） 5番溝渕正晃議員。

〔5番 溝渕正晃議員発言席〕

○5番（溝渕正晃） 議席番号5番溝渕正晃でございます。

通告に従いまして、一問一答形式で一般質問させていただきます。

本議会での質問は、防災対策と子育て支援の2つでございまして、1つ目の防災対策につきましては、各防災会での備蓄品、大篠小学校のソーラーパネル、舟入川の河川改修の進捗の3点で、2つ目の子育て支援では保育園の待機児童と兄弟で別施設に通う世帯、食育、この2点について、それぞれ御質問させていただきます。執行部の皆様、御答弁よろしく願いいたします。

まず、防災対策についてですが、各防災会の備蓄品についてお伺いします。

昨年の12月議会で南海トラフ地震対策について、いろいろと御質問させていただきました。津波避難タワーの備蓄品につきましては、令和3年6月に高知県が作成しました高知県備蓄品方針に基づき、飲料水、トイレ関係資材、毛布やブランケット、発熱剤による水を温められるタンブラー、風よけのブルーシートなどを整備しており、また食べ物については地域の自主防災会を中心に備蓄を進めているタワーもあると御答弁いただいております。

地震が起きたときに、家に行って避難袋を持って避難できれば一番いいんですが、着のみ着のまま避難していくという場合も当然想定されます。やはりそういうことを考えますと、避難袋を持って避難するのが難しいという場合もありますので、食べ物なんかも少しはあったほうがいいのかなというふうには考えております。

そこで質問ですが、防災会での備蓄品につきまして、防災会同士情報共有してほしいとお願いしておりましたが、その後それぞれの防災会での備蓄品について、調査はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 各地区防災連合会の取組につきましては、南国市防災連合会の総会などで情報共有する機会がございましたが、各地区防災会の備蓄品についての情報共有や情報の取りまとめはできていない状況です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。分かりました。まだ、そこまではできてないということですね。

津波避難タワーとか、ハードのほうはもう大体片づいてきたのかなと思いますので、またソフトのほうも考えていただきたいと思います。

そこで質問ですが、指定避難場所、市内で44か所開設予定とお聞きしておりますが、防災会

は全ての指定避難場所ごとに立ち上がっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市では、現在171の自主防災組織が設立されており、44か所の避難所を含む全ての地域で自主防災組織が立ち上がっております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

全ての指定避難場所ごとに防災会があるということですね。できましたら44か所の指定避難場所を含めた全ての自主防災組織171か所ですね、どういった備蓄品を用意しているのか、情報を共有していただくことを御検討いただきたいと思います。他の地区で用意していても、当然その地区に必要なものを備蓄している場合もありますが、他地区の備蓄品リスト、そういったものを見ることで、その地区に必要なものに新たに気づくということもあると思います。調査など大変だと思いますが、ぜひ御検討のほう、よろしく願いいたします。

災害時によく自助、共助、公助といいます。まずは、自分で自分の命を守ると。自分個人で対応できないことについては、地域全体で対応していくと。それでも対応できない場合は、公的機関である国、県、市に対応してもらおうということになると思います。当然全て市で対応することは不可能です。そのために南海トラフ地震発災後に、特に重要となってくるのが共助だと私は考えております。

自助については、当然地震対策として建物の耐震であったり、テレビやたんすなどの転倒防止であったり、水や食料の備蓄品であったりと、いろいろと皆さんは考えておられると思いますが、南海トラフ地震の発生地域は大変広域で、すぐに救助が来られない場合も考えなくてはなりません。そういった救助が来るまでの間のお互い協力し合い、耐える必要があります。ですので、防災組織には実際に南海トラフ地震が発生した場合の状況を想像していただきながら、救助が到着するまでの間、何が必要なのかを考え、準備して行ってほしいと考えております。

そこで質問ですが、ただ防災会にも取組の温度差があると思います。防災活動に活発なところやあまり活発でないところ、いろんな組織があると思いますが、防災活動を活発にされているところの取組を教えてください。また、活発でない組織への今後の働きかけ等についても同様にお聞かせください。よろしく願いします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 各地区で様々な取組が行われておりますが、特に継続的な取組として、稲生地区や久礼田、瓶岩地区、前浜地区では毎年自主防災連合会と小学校が連携して、

登校時の避難訓練を実施しております。自宅周辺や学校だけでなく、登校時どこにいても子供たちが適切に判断し、避難行動を取ることができるよう、継続的に取り組んでいただいております。また、日章地区では、避難所開設訓練に毎年積極的に取り組んでいただいております。三和地区では、津波浸水が想定される地域ではありますが、三和地区以外へ避難した場合であっても、自ら避難所運営が可能となるよう、昨年度から避難所運営訓練の取組を始めております。そのほかの地域でも、毎年工夫を凝らした防災活動を実施していただいておりますが、議員御指摘のとおり、防災活動には温度差があります。

先日の報道でも、県内の自主防災組織について休眠状態の地域が半数以上という数字も出ております。市防災連合会でも、情報共有、情報交換しながら働きかけを行ってまいります。

また、先ほど活発に取り組んでいただいております地域の事例を御紹介いたしました。そのほとんどが地区の防災連合会主催で実施されております。各防災会の活動促進のためにも、連合会組織のできていない地区について、連合会組織の立ち上げを促してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

防災会の活動を活発にするために必要だと考えているのが、少しでも防災会を増やしていくこと、そしてその防災会同士交流していくことではないかと私のほうは考えております。防災会があるのは指定避難所だけではなく、地区の公民館にも防災会はあると思いますので、そういったところの活動を後押ししていただき、地域全体の意識を高めるのも一つの方法だと考えております。

そこで質問ですが、小学校や中学校も指定避難所になっていると思いますが、たしか地域の防災会ではなくて、学校としても防災会として登録できるとお聞きしたことがあります。事例もあればお聞かせください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 自主防災組織につきましては、おおむね地区の小字単位で結成されておりますが、大湊小学校ではPTA組織が大湊小学校PTA自主防災会として結成をしております。これは、津波浸水が想定される区域にある小学校の保護者として、子供たちの通う学校の防災対策をしっかりと進めたいとの思いで結成されたものです。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

学校単独で防災会を立ち上げることができれば、地区の防災会と連携することもできますし、また備蓄品もそれぞれが準備できるということで、多くの目線に対応していくことができるというふうに考えております。そういうことをぜひ進めていきたいんですが、そこで質問ですけども、学校単独の防災会を少しでも増やしていくことで、地域の防災会も活発になるのではないかと考えますが、課長の考えをお聞きします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 自主防災活動の課題の一つに若い世代の参加が少ないということがあります。議員御指摘のとおり、学校のPTAなどを単位として自主防災組織を立ち上げることにより、もともとある地域の防災組織との連携や若い子育て世代の防災活動への参加が進むものと思います。先ほどの答弁でも少し触れましたが、前浜地区では毎年地域と小学校の連携した避難訓練や炊き出し訓練が行われておりますが、この際にもPTAが自主防災組織として参加しております。大湊小学校での取組を他の地区にも御紹介し、結成を希望される場合にはしっかりと支援してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

ぜひ大湊小学校での取組を他の地区にも広げて行ってほしいと思います。よろしく願いいたします。

次に、大篠小学校のソーラーパネルについてお伺いします。

大篠小学校の校舎にソーラーパネルが設置されておりますが、発電しているのか、お伺いします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 大篠小学校の南舎、北舎、それぞれの屋上にソーラーパネルが設置されておまして、発電もしております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

発電しているということですが、発電量が分かるものがあれば、子供たちもどの程度発電しているのか分かると思うのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 1階の児童の昇降口のほうに、現在の発電電力と今までの発電電力量を示す装置がございまして、今までの発電電力量は約31万キロワット

アワーとなっております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

昇降口にあるということですね。すみません、私が大篠小学校に関わっているときはちょっと気がつきませんでした。申し訳ございません。

ということで、発電しているということであれば、質問ですが、南海トラフ地震が発生した場合、当然ながら停電することが考えられます。そういった場合でも一定の電気を確保できるのではないかと考えておりますが、避難所となる体育館など、停電時でも電気が利用できるようにならないか、お伺いします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 大篠小学校のソーラーパネルで発電された電気は、平時は大篠小学校で使用されますが、外からの電力供給が止まった場合には、安全のためソーラーパネルで発電された電気の供給も停止される仕組みになっております。停電時にソーラーパネルの電気を使用するためには、新たな配線工事が必要になるだけではなく、別途制御装置の設置も必要になりますので、導入コストが非常に高価になるため、設置時に現在の仕様になったと考えております。

今後、建物の大規模改修を行う際などには、御提案を検討したいと考えております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

導入コストが非常に高価になるということであれば、すぐにというわけにもいかないと思いますが、現在あるものを有効利用していただきまして、避難所である体育館を少しでも過ごしやすように御検討していただきたいとお願いしまして、次の質問に移ります。

防災対策、最後の質問となりますが、6月議会で舟入川河川改修について高知市から南国市にかけての未改修区間で抜本的な河川改修を実施する予定であり、現地測量実施に向けて関係する土地の地権者調査を進めているとの答弁でしたが、その後の進捗についてお伺いします。

○議長（岩松永治） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 令和6年11月14日に、高知県中央東土木事務所に進捗状況を確認しましたところ、河川改修に係る地権者調査は完了したとお聞きしております。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

地権者調査は完了したということですね、安心しました。

それでは、今後の計画についてどういうふうになってるのか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 今後、河川の法線を検討する作業を計画しておると、高知県中央東土木事務所にお聞きしております。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。どうかよろしくお願いします。

本来であれば、地元の方が大雨が降れば川の水位を確認しに行って、あと15センチで氾濫しそうだとかということもありまして、本当に安心して寝てられない状況です。ですので、一日でも早く何とかしてほしいというふうには考えておりますが、高知市から南国市にかけての未改修区間での抜本的な河川改修という大変大きな計画でございますので、一朝一夕にはできないと考えております。とにかく一步一步進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、子育て支援についてお伺いします。

まず、6月にもお聞きしましたが、保育園の待機児童と兄弟で別園に通う世帯についてお伺いします。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 12月1日現在の状況で、兄弟同園で申請が出されているけれども同園に通えてない世帯数は12世帯となっております。また、待機児童はおりませんが、入所申込み時に希望していた施設に入れていないお子様はおられるという状況でございます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

兄弟で同園に申請が出され、同園に通えてない世帯数は12世帯ということで、6月に確認させていただいたときは9世帯でしたので、3世帯増えているということですね。ちょっとそれは残念です。

それでは、待機児童はいないが、入所申込み時に希望した施設に入れていないお子さんはいるとのことですが、希望する園で対応が難しい場合、希望されていないが対応可能と思われる園の御提案などはされているのか、お伺いします。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 希望する保育施設の空きがない、また全体の申請状況、世帯

の状況により希望の園の入所が難しいのではないかとといった状況があるときなどには、そのときの空き状況等を見ながら、できるだけ入所の可能性が高くなるよう御提案、御説明をさせていただきます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

希望されていない園であっても御提案いただいて、少しでも現役の保護者世帯の選択肢というものを1つでも2つでも増やしていただきたいなというふうに考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

南国市保育施設等の利用調整に関する要綱、こちらのほうはこれまでの同僚議員の質問とかでも若干出てきましたけども、基本指数と調整指数により指数が決定され、その指数が高い世帯より保育の必要性が高いと判断され、利用の決定がなされております。調整指数が現役の保護者世帯の意向を反映できているのか、私のほうは大変疑問に感じております。私個人的には、兄弟姉妹が既に利用している保育施設等を同時利用を希望する場合の指数、これはもうちょっと高くないかなというふうに考えているところです。

兄弟で同じ園に通える効果としましては、園側もよく分かっていただいている保護者が引き続き運営に協力していただけると、あと保護者側も別々に送り迎えしなくて済むということもあり楽になりますし、行事なんかにつきましても重なることがないということもあります。そういったいろいろなことはあるんですが、それ一番いいと私思っているのは、下の子供が上の子供と同じ園、上の子が楽しそうに通う園に通えることで、やっぱり情緒的にも安定するのではないかなと、つまり一緒に通うことができることで安心感が違うのではないかなと考えております。

そこで御提案なのですが、来年4月以降に全世帯アンケートを実施し、その結果を基に調整指数を修正、もしくはいろんな項目で要望が上がってくると思いますので、新たな項目を追加してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） この件に関しましては、度々御質問もいただきまして、課題であると認識はしております。希望する園に既に空きがない等、対応が困難な場合もございますが、以前から兄弟児については利用調整の際に兄弟姉妹が既に入所している保育施設の同時利用を希望する場合には、指数の加点を行っており、また同じ園に通えてない兄弟児に対しま

して、前々年度中から引き続き兄弟姉妹が既に利用している保育施設等を同時利用するために転園を希望する場合には、さらに加点を行うよう改正を行ってきたところであります。

保護者へのアンケート調査とのことですが、現在第3期子ども・子育て支援事業計画の策定作業を行っているところですが、計画の策定に当たって、市の子育て事業に関するアンケート調査を未就学児のいる全世帯と小学校低学年児のいる世帯、こちらは抽出になりますが、150世帯を対象に実施したところです。利用調整に限定した調査ではありませんが、保育所入所に関しては溝渕議員の質問にもありました希望する園に通えない、兄弟児が別園に通わなければならない等の御意見もありました。

保育施設への入所を希望する世帯には、兄弟児のいる御家庭はもちろんのこと、それぞれの御家庭に様々な事情があり、それぞれ考慮しなければならないものであると考えております。決められたキャパシティーの中で全ての要望に応えることについては困難であり、それぞれの状況を考慮して、できるだけ公平に入所の決定を行うために見直しを行いながら、現在の方法での利用調整ということでもありますので、御理解をお願いするところでございます。

なお、今後施設整備を考えなければならない施設等もあり、その際にはできるだけ市民の皆様の御要望も考慮して、保育ニーズに対する受皿の確保に努める必要があるかと考えております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

子ども・子育て支援事業のためということですが、アンケート調査をされているということですので、保育所入所に関しての現状を把握することができているということは安心しましたが、保育ニーズに対応していくためにも、現在の南国市保育施設等の利用調整に関する要領のうち、基本指数は労働時間や出産、疾病、障害、介護、看護などであり、変更は難しいと思うのですが、調整指数につきましては世帯の状況や児童の状況、保護者の状況により様々な要望を考慮して調整するためのものではないでしょうか。ぜひアンケート結果を基に、保護者の意見を調整指数に反映することを御検討いただきたいと考えます。

そこで質問ですが、子育て世代である保護者の意向を反映した保育園の受入れ体制構築は必要であると考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど御質問いただきました保育施設の兄弟児の件につきましては、これまでも何回も御質問いただいてきた件でございますので、長野課長のほうから御答弁申し上げます。

たとおり、その見直しは今までも行ってきた経過があるわけでございます。できるだけ、今おっしゃられたように保護者の皆様のニーズには応えていきたいというように思うところでございますが、やはり受入れ定員というところはどうしてもあるわけございまして、どの程度のところが適切なのかっていうのは非常にそのときそのときで、また社会のニーズで変わってくることもあろうかと思えます。そういったこと、ニーズを捉えながら見直しを図っていくということになろうと思えますが、公平性ということをやはり前提に考えていく必要がございますので、それはこれからも課題であるというふうに考えております。適宜そちらは見直していきたいというように思います。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

継続して検討していただくような課題であると思えますので、また定期的にアンケートもされてるということですので、保護者の意向というの考え方、状況等を考えていただきながら、指数の見直しなんかも検討いただけたらというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

子育て支援の2つ目につきましては、食育の取組になります。

南国市は農業の盛んな地域で、昔から食育に熱心に取り組んでいたと考えております。最近では、棚田の田植なんかなくなっているなど、変化してると思いますが、現在どういった取組をしているのか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 議員が言われましたように、棚田での田植の体験はなくなりましたが、各小学校では地元生産者の協力を得て、田植や稲刈りを実施しております。また、高知農業高校のトウモロコシを全校の給食に使う際には、各校で皮つきトウモロコシの観察や皮剥ぎを実施しております。さらに畑や地元の圃場をお借りして、季節ごとの野菜の栽培や販売、カツオのわら焼き体験やアユの串打ち、伝統食である豆腐やみそ、田舎寿司や皿鉢づくりなど、様々な食育を各小学校で実施しております。また、総合の時間を利用して、1年または2年をかけて地域の食に関する課題を子供たち自身で発見し、解決策を考え、実践する学校もございます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

学校ごとに異なりますが、いろいろ取り組んでいるということで、大変頼もしいです。

ちなみになんですが、様々な取組に関わっていただいた地域の方々に、学校に来てもらって話をしてもらおう出前授業とかはされていますでしょうか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 各小学校では、各地域の特色ある地場製品の生産者の方々の協力を得まして、様々な食育を実践しております。例を挙げますと、十市小学校では地元の特産品であるヤマモモを地元の方の山に収穫に行き、十市のヤマモモの歴史をお話しいただいたり、地元漁協に協力を依頼し、どろめの漁をするための網を体育館いっぱいに広げて見せていただいて、その重さを知り、どろめ漁の方法などを教えていただいた後、釜揚げ体験をしております。また、岡豊小学校では、地元のナス農家のハウスにお邪魔して、栽培方法や選別、箱詰めの大変さを教えていただいております。米ナスや小ナスといった地元の特色ある品種の存在を知る機会にもなっており、収穫や袋詰め体験をした後、学校の畑で一から栽培に挑戦するといったことも行っております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

学校ではなく、実際に農作物が栽培されている場所などで話をしてもらって、子供たちが作業しているということで、より食育につながっているのではないかと思います。大変すばらしい取組だと思います。さらに、そうやって直接関わった方々の食材が給食に並べば、さらに食育が進むと考えるのですが、それはちょっと難しいのかなというふうに考えます。

ただ、学校給食に南国市産の農産物を使用すれば、同様に食育につながっていくと考えますが、学校給食の食材費のうち、地元の食材費はどの程度でしょうか、教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 幼稚園、小学校、中学校の給食で使用するお米につきましては、全て南国市産でございます。また、青果物の幼稚園、小学校における南国市産の割合を金額ベースで算出しますと、令和5年度は25.56%となっております。この数値は、南国スタイルが納品したもののみとなっております。農家さんが出荷した場合は、市場に出ると南国市産であっても高知県産として扱われますので、市内青果業者が高知県産として納入されている野菜の中には南国市産も含まれていると考えられますので、実際はこれよりも高い数字だと考えられます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

少なくとも地元食材が4分の1以上使用されているということですね、安心しました。

食育については、実際に子供たちに関わってもらい、自分で生産したものを実際に食べるのが一番望ましいと考えておりますが、そうでなくても南国市産の農産物を学校給食に利用し、生産者に出前授業、もしくは生産場所での授業ですね、そういったことをしてもらうことで食育につながると考えておりますし、実際利用する野菜を生産した農家につきましても、やりがいになるというふうに考えます。

今後ともJAとかにも協力をしてもらいながら、南国市農産物の使用量を少しでも増やすことはできないか、お伺いします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝淵浩芳） 南国市産の農産物の使用量を増やす手だてでございしますが、先ほども答弁させていただきましたように、南国スタイル以外の業者が納入している青果物にも南国市産のものも含まれておりますので、幼稚園、小学校の給食で使用した青果物の購入金額に占める南国市産の青果物の金額の割合といたしましては、先ほど答弁いたしました25.56%より実際は高いと考えております。

また、学校給食には安定した食材の供給が必要になりますが、過去には天候不順により南国市産の青果が納入されず、献立どおりの食材が使用できなかったこともございました。そのため供給する地域の枠を広げまして、南国市産も含まれております高知県産の青果を積極的に使用することによりまして、実質的な地元食材の使用率を高めていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 溝淵正晃議員。

○5番（溝淵正晃） ありがとうございます。

食材が確保できない場合は仕方ないと思いますが、南国スタイルだけではなくて、かぎぐるま市やスーパーの産直市などもございます。農協の方に御協力をお願いいただければ、南国市はいろんな作物を生産しておりますので、入手なんかもできるのではないかと思いますので、また御検討していただけたらありがたいなというふうに思います。

あと、やはり南国市産の農産物を給食に使用した場合は、南国市産なんですよというのを子供にもぜひ教えていただきたいと。南国市のどこそこでできたもんですよというのを知って食べることで食育につながっていくというふうに考えております。ぜひ御検討のほう、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。執行部の皆様、御答弁ありがとうございます。

○議長（岩松永治） 17番有沢芳郎議員。

〔17番 有沢芳郎議員発言席〕

○17番（有沢芳郎） なんこく市政会の有沢です。よろしくお願い申し上げます。

私の通告は、市長の政治姿勢、ふるさと納税、教育行政について、今後の学校の部活動についての質問をさせていただきます。

まず、南国市のふるさと納税について質問します。

ふるさと納税とは、自分の故郷や応援したい自治体などに好きな自治体を選んで寄附ができる制度です。今年8月2日にNHKふるさと納税について報道がありました。何と1,000万人の人が寄附されて、寄附額が1兆円を超えるものとの報道でした。これからも増える傾向のようです。

そこで、南国市のふるさと納税は幾ら集まっていますか。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 南国市のふるさと納税につきまして、直近3年間の寄附額の寄附金の受入額につきまして、令和3年度、4億5,392万2,000円、令和4年度が3億8,760万3,000円、令和5年度、3億952万2,000円となっております。なお、令和6年度、本年度につきましては、12月8日現在の受入額が1億3,725万6,000円となっております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 高知県でふるさと納税額の順位は何番ですか。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） こちらも直近3年間の順位でございますが、県内での順位は令和3年度が8位、令和4年度が11位、令和5年度が15位と下降しておるとい形になっております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 年々下がっているのは残念ですが、返礼品は登録しなければなりません。登録業者は何社で、どのような商品を提供しているか、また返戻金額を過去3年間にわたって推移を教えてください。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） こちらも直近3年間になりますけれども、登録業者数は令和3年度が39、令和4年度が55、令和5年度が61と、こちらは増えてきております。

返礼品といたしましては、フルーツ、野菜、お菓子、土佐打刃物等、そういったものを提供

していただいております。

また、こちらにも直近3年間の返礼品提供の対価として支払った金額になりますが、こちらのほうは令和3年度、1億3,354万9,726円、令和4年度が1億1,897万7,187円、令和5年度が9,274万1,926円となっております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 南国市にはほかにも協力している業者がいるはずですが、どのように分析して、対策はどのように考えているか、教えてください。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 返礼業者につきましては、こちら令和2年度よりふるさと寄附金業務を委託していただいておりますJT B、こちらのほうで返礼品として出品できる見込みのある地場産品を製造している事業者への訪問や、既存の事業者への追加出品の提案等を行ったこともございまして、事業者数は増加しましたが、ふるさと寄附金業務を所管する財政課では事業者との関係性が薄く、担当者も兼務のため、主体的に動けていないということもございまして、こういったことが登録事業者のさらなる増加につながられていない要因ではないかと考えております。

対策といたしましては、ふるさと寄附事業者の申請申込書を市ホームページに掲載しております。また、来年度からふるさと寄附金業務の事業の委託者を決定するというのを、本年度プロポーザルにより実施いたしまして、新たにJT Bさんのほうから、現在受託候補者として株式会社パンクチュアル様のほうにお願いしたいというふうに考えております。そちらの事業所におきましては、市内に営業所を設置した上、職員が常駐し業務に当たるという御提案もいただいております。これらにより、より一層の登録事業者の開拓につながるというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） これから納税額が増えることを期待しております。

寄附者に対して、ふるさと納税の受入れ後、実績を公表している自治体は1,788自治体中1,781自治体、99%が公表しています。南国市は寄附実績の公表はしているが、活用状況や進捗状況は公表していません。改善すべきではないか、お考えを聞かせてください。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） ふるさと寄附金による収入は、寄附者に御指定いただきました使い道、こちらは条例のほうで定められた7つの項目になっておりますが、そちらを指定し

ていただくことになっております。本市が行う事業に充当させていただいておりますが、指定する事業の区分自体が地域活性化、防災対策、健康福祉、産業振興等、個別の具体的な事業ではないため、個別の活用状況や進捗が公表できておりません。いただいた御寄附が本市のどのような事業に使われているか、こういったことを御紹介することも本市の選択していただく材料の一つになろうかとも思われますので、こういったことから今後は公表していきたい、またその条例で定められておりますが、使途、そういったものもまた再度検討もしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 芸西村は、人口3,600人で何と21億4,457万円も寄附が集まっています。特設サイト「げいせいつうしん」配信。メールマガジンの配信、土佐市、2万6,000人、7億6,881万円、寄附者に対して自治体の情報等を周知するためのメールマガジンを定期的に配信しています。四万十市は3万2,000人、6億93万円、寄附の際に四万十市ふるさと応援団の募集をし、入団した寄附者に四万十市のホットな情報応援団ニュースとして定期的に配信しています。

南国市も少しは他市を参考にして、対策を考える必要ではないかと思っております。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 他市町村では、そういったいろいろな取組をされておるということも認識しておりますし、本市においてはまだまだ十分ではないということも認識しております。本市に御寄附いただいた方々へ、本市の情報等を発信することでリピーターの獲得やシティープロモーションにもつながり、観光客の増加にもつながるといったことが期待されますので、こういった他市町村の情報収集、そういったものをより行うことで、より効果的な実施方法を進めていきたいと考えております。

なお、来年度以降の受託候補者である業者のほうからも、そういった形で支援いただけるというふうにもお伺いしておりますので、積極的に取組を進めていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 芸西村は何と21億円ですよ、市長、この芸西村の努力を少しは参考にさせていただきたいと思っております。

次に、企業のふるさと納税について質問いたします。

企業のふるさと納税は、個人と違って寄附金額が多いです。何社が寄附をしてくれて、金額は幾らか、過去3年間の推移を教えてください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 令和3年度から5年度の推移につきましては、令和3年度は0件、令和4年度も0件、令和5年度は1件で、金額は100万円となっております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 高知県で企業版ふるさと納税の金額は何番目ですか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 過去3年間で申し上げますと26番目であります。寄附のありました令和5年度で申し上げますと21番目となっております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） あまりにも少ないので、その原因は調査してますか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 原因の調査のほうは行っておりません。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） じゃあ対策を考えてますか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 今はホームページでの周知にとどまっておりますので、知らない企業もいると思います。ですので、多額の今寄附をもらっている先進自治体の事例を研究して、取組を進めていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 南国市はお金がない、お金がないと言うんやったら、この企業に対して寄附をいただけるような努力をしなければなりません。そこで、南国市に来ている南国市に本社がない企業に、市長自ら挨拶に行き、企業版ふるさと納税の寄附金をお願いに行ったことがありますか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 具体的に企業版ふるさと納税についてお願いに訪問したことは今までございません。以上です。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 私の知り合いの町長は、県外に出張に行った帰りには必ず企業に挨拶に行き、人間関係を築いています。いわゆるトップセールスをしてるんです。まず最初に、高知県の企業で南国市の事業を請け負った企業に挨拶に行くことが大事だと思います。市長は、

行く考えはありますか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） もちろんそういう機会がいただけるのであれば、自分で行きたいと思えます。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 私、水路とか道路の工事・改良をお願いすると、必ず財源がありません、復興に工事をするには予算がないので、ちょっと待ってくださいという返答ばかりなんです。財源を稼ぐのは市長の仕事だと思うんですが、それに対して市長はどのように考えてますか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） もちろんそのとおりであると考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） そうしたら、取りあえず高知県の企業に御挨拶に行って、必ず納税をしてくれるという意思があるということによろしいでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） そういう御意向をお持ちの企業がありましたら、ぜひ伺いたいというように思います。以上です。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） それを聞いて安心しました。

私の知り合いの建設会社の社長が、市長が挨拶に来てくれるなら、ふるさと納税、寄附してもいいですよと返事してもらってるんです。ぜひ市長、よろしく願います。

それでは、次の質問に移させていただきます。

今後の学校の部活動について質問します。

学校部活動の機能、役割を地域へ移行とする部活動の地域移行に関する検討会議の提言を受けて、2025年までに地域に移行することが政策的に推進されています。そこには学校と地域の連携、協働の推進がうたわれているが、受皿とされている地域のスポーツクラブ環境はどのように整備されていますか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 現在は、総合型地域スポーツクラブ、まほろばクラブ南国を受皿として、令和6年4月から南国市における運動部活動の地域移行の実証事

業として進めております。まほろばクラブ南国では、女子バレーボール、女子バスケットボール、多種目体験型クラブがそれぞれ活動をスタートさせましたが、女子バスケットボールにつきましては部員がそろわず、現在は活動ができていない状況となっております。令和8年度にはまほろばクラブ南国の運営に完全に移行できるように、活動時間や活動場所などについて調整をしております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 現在16時、いわゆる4時以降に部活動が始まります。指導員は学校を定年になった先生が指導しています。生徒の少ない香南中学校の生徒たちは、役割が多過ぎて16時に部活動に参加する人数が全員そろいません。生徒のコミュニケーションは部活動だけではありません。4校の現状は今どうなっているか、教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 香南中学校は、生徒の数も少なく、一人の生徒が学校の複数の役割をこなさないといけないのは大変なことだと思います。そういった環境の中でも運動したいという生徒の気持ちを大事にし、運動できる環境を整えていかなければならないと思っております。

令和7年度は、香南中学校と北陵中学校の女子バレーボール部についてはまほろばクラブ南国に、北陵中学校、鳶ヶ池中学校、香南中学校のサッカー部については3校での合同チームでの活動を予定しております。そのほかの運動部活動につきましても、生徒がスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう、検討を続けてまいります。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 教育長は生徒の多い香長中学校と我が母校の生徒が少ない香南中学校のスポーツ環境の違いをどのように思ってますか。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） スポーツ環境の違いということですが、香長中学校のように人数の多い学校と小規模な香南中学校では、部活動の選択肢において大きな違いがありまして、以前から香南中学校の生徒や保護者から部活動の種類が少ないことに対する要望がございました。香南中におきましては、そのことによりまして区域外通学を選択し、他校に通うというようなこともありまして、ますます小規模化が進むことを懸念もしておりました。

そういった中で、現在部活動の地域移行、地域連携が進められているということは、子供たちにとってはスポーツ活動の選択肢が広がっていくのではないかというメリットは感じており

ます。そのことのみにおいて地域移行全般がメリットがあるとは申しませんが、一つのメリットになっているのではないかというふうに思っております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 学校教育課と生涯学習課も地域の学校に対してコーディネーターなどと打合せをして、地域移行がどのようになるか、方針を決めることが大事だと思いますが、教育長のお考えを聞かせてください。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） 国の補助金を活用して、現在南国市には2名のコーディネーターを雇用しております。主に総括コーディネーターが各学校へ足を運び、管理職や顧問等と情報交換しながら地域移行に向けた対応や方向性を考え、そのことを課内でも共有しながら進めております。また、南国市運動部活動改革推進委員会という学校の管理職の代表でありますとか、PTAの代表、それから医師会の代表、理学療法士、また地域スポーツの責任者、市体協の代表等、12名で組織をしておるんですが、年5回会合を開いて、そこからも意見をもらいながら、コーディネーターがそこら辺を調整しながら、できるだけ幅広い意見を聞きながら現在進めておるところでございます。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 16時以降に空いた時間に勉強することは可能でしょうか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 今後、地域移行が進みますと、複数の中学校から生徒が集まることも出てまいります。練習開始時間を調整する必要がありますので、生徒や保護者、地域の指導者のニーズに合わせて、ガイドラインを遵守しながら、練習場所や練習開始時間を調整していくこととなります。その開始時間などに合わせて16時以降に勉強を行いまして、開始時間までの時間を有効に使うことは可能であると思っております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） スクールバスの巡回は可能ですか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 現在、3台のスクールバスを運行しておりますが、放課後に中学生が利用することとなれば、新たな運転手の雇用や日々の中学生の利用の把握が難しいことから、スクールバスの巡回については考えておりません。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 冬場の体育館の使用は16時で、学校によって若干違いますが、終わりになっているため、地域クラブとして活動ができません。なぜ規制をしているか、教えてください。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 市内小学校及び中学校の体育施設、体育館、運動場、武道場を学校教育に支障のない範囲内で夜間に社会人等に対して開放をしております。部活動によって、その終了時間が多少異なりますので、それを勘案し、学校長が判断しております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 香南中学校の特認校の成果は出ていますか、教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 特認校制度は、それぞれの特色のある学校固有の環境の中で、心身の健やかな成長を促し、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する生徒、保護者に一定の条件を付して入学を認めるものとしております。香南中学校の特認校制度は、令和4年度から始まっております。入学者は現在の3年生が6名、2年生が5名、1年生が5名で、合計16名が特認校制度を利用し、入学しており、全校生徒数69人に占める割合は約23%となっております。

香南中学校は、英語教育に力を入れており、その特色ある中学校へ特認で入学してきた生徒は、最初は戸惑いがあったと思いますが、共に関わり合いながら活動を進める中で、どの学年も県教育委員会指定の研究事業で南国市内外の先生方の前で堂々と取り組み、成果を上げております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 令和6年度5月1日現在、香長中学校530人、運動部活動50.9%、香南中学校69人、運動部活動36.2%、鳶ヶ池中学校145人、運動部活動65.5%、北陵中学校189人、運動部活動60.8%の運動部活動の盛んな中学校は鳶ヶ池中学校であります。このデータで、教育長はどのような対策を考えているか、教えてください。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） ただいま有沢議員から紹介いただきましたデータは、体育運動部活動ということです。学校には文化系の部活動もありますので、どちらかといえば近年、文化系の部活動に子供たちが参加をするというようなことも増えております。運動部活動に限って申しますと、学校教育活動の一環として行われております生徒の自主的な参加によって行われるも

のです。そして、生徒同士や教員との人間関係の構築も図り、自身が活動を通じて自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高いものと考えております。

議員が御紹介いただきました各中学校の割合でございますが、最も低い香南中学校は生徒数も少ない中学校となっており、生徒数が少ないことで、先ほども申しました学校にやりたい運動部活動がなくなる状況が生まれておりますので、引き続き生徒がスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう、関係機関と協力して進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 地域総合型スポーツクラブは、多種目、多世代、多志向に向かうクラブの位置づけはどのように考えてますか。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 総合型地域スポーツクラブ、NPO法人まほろばクラブ南国については、多種目体験型クラブの実証事業を行っていただいております、今後ますますその役割が大きくなると考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 学校部活動は安価だったが、地域活動に移行していくと利益者の負担が発生します。経済的に負担は誰が負担しますか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 学校の運動部活動で負担していただいた費用については、地域移行後も引き続き保護者に負担していただく必要があります。また、学校の運動部活動から地域移行した団体が練習等で市の施設を使用する場合には、実証期間中はこれまでと同様の対応を取るようしておりますので、令和5年度と比べて保護者の負担が大きくなったとは考えておりません。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 保護者負担であれば、スポーツができる子とできない子供ができますが、支援はどのように考えてますか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 中学校に専門的に指導できる教員が配置されていない運動部活動がある場合は、まほろばクラブ南国の女子バレーボールの指導者と同じように、国の補助金を活用して指導員の報酬をお支払いしております。議員が言われますように、

経済的な理由で好きなスポーツを諦めることのないよう、教員が指導しない場合に新たに保護者負担となります指導者への謝礼につきましては、国庫補助金の継続を要望していきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 最後に、南国市と総合型スポーツクラブと連携を密にして取り組むことが大事ですが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） この運動部活動の地域移行につきましては、令和5年度からは具体的に南国市教育委員会と総合型スポーツクラブ、まほろばクラブ南国の双方の担当者が寄り添って、地域移行に向けて一つ一つの課題を洗い出し、対応を考えて進めてまいりました。令和6年4月からは、実証事業として香南中学校の女子バレーボール部とバスケットボール部をまほろばクラブ南国が主体となって取組をスタートさせることができました。残念ながら女子バスケットボール部は部員がそろいませんでしたが、女子バレーボール部は香南中学校、北陵中学校の生徒が、7月に開催された高知県中学校体育大会にまほろばクラブ南国として出場することができております。このように学校の教員が指導する運動部活動のように高知県中学校体育大会に出場できたことは、保護者の理解もあってのことですが、総合型地域スポーツクラブ、まほろばクラブ南国の御協力も大変大きいものであったというふうに感じておりますので、今後も子供たちがスポーツに親しむ環境を整備できるように、連携を密に取りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

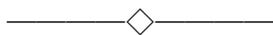
○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） どうもありがとうございました。これで私の質問が終わります。

○議長（岩松永治） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時52分 休憩



午後1時 再開

○議長（岩松永治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。6番山本康博議員。

〔6番 山本康博議員発言席〕

○6番（山本康博） 6番、参政党の山本康博です。本日はよろしく申し上げます。

昨年、選挙で当選し、もう一年たったということになりましたが、なかなか慣れない議会、本日もいろいろ皆さんの御支援をいただきながら質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の質問は5項目あります。

学校教育における消費税という問題、そして2つ目がふるさと納税で南国市の産業をもっと向上させようという問題、3つ目がワクチン被害者の状況とその後の支援策、4番目にマイナ保険証の対応について、5番目が災害対策という5項目について質問させていただきます。

まず、学校において税金の学習が行われているわけですが、その点についてお伺いします。

基本的なことについてお伺いしますが、税金の目的は何でしょうか。

○議長（岩松永治） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 税金の目的としまして、新規採用職員には健康で豊かな生活を実現するための国、県、市町村が行う活動の財源、すなわち国民に役立つ行政サービス、社会での助け合いのための活動の財源であり、みんなが住みやすいまちづくり、安全で安心な社会を守るためにみんなで負担し合う会費と言えると教えています。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 私は、税金の目的は1つ目が円の信任のためであり、2つ目は景気の調整のため、3つ目が所得の再分配のため、4つ目が経済の動向の支援や抑制のためであると考えています。地方の財政において、家計や企業と同様に歳入、つまり収入の範囲内で支出することになります。支出が収入を超えると破綻となります。しかし、国においては円をつくる機能、つまり国債を発行して日本市場に円の残高を増やす権限を持っているので、家計や自治体とは全く違うわけです。財源は税金だという議論がありますが、一部はそうですが、税金だけが財源でないんです。重要な財政出動である国債の発行も当然財源であるわけです。

税金は、担税力に応じて課税することが最も基本的なことであり、担税力のない国民から税金を取ることは悪政と言わなければならないと考えます。地方税に関して担税力との関係はどのようにになっているのかを教えてください。

○議長（岩松永治） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 悪政かどうかの判断はできませんが、おっしゃるとおり担税力の大きいものからは多くの負担を、担税力が少ないものには少ない負担となります。市税であれば担税力がない場合、例えば住民税は非課税というように課税されない場合や、課税後に担税力

がなくなった場合は滞納処分の執行停止といった税負担をなくす制度もあります。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 特に今回は消費税について正しい知識を確認した上で、学校教育における問題について確認したいと思っています。

まず、根本的な質問をさせていただきます。

消費税は1989年、平成元年4月1日に竹下登内閣のときに導入されました。まず、3%として導入され、現在は税率が10%になっています。この消費税の納税者は誰なのかということですが、レシートなどには商品の額に消費税額が別に表示されているため、消費者が納税義務者かのように勘違いしますが、消費税法には納税義務者は事業者と規定されていますので、消費者は納税義務者ではないわけです。つまりレシートに記載されている消費税額は、意味のない金額だということです。

消費税が導入された平成元年に起こされた裁判は、大変興味深いものとなっています。当時、売上額3,000万円以下の事業者、つまり免税事業者は、預かっている消費税を納税しておらず、その事業者の益税となっていることは違法だということで訴えを起こした方がいました。裁判の中で財務省の反論は、事業者は消費税を預かっていないと主張し、判決で裁判長は消費者は消費税の実質的負担者であるが、消費税の納税義務者ではあるとは到底言えないとし、免税事業者が消費税を会社の利益にしていないということを明確にされました。つまり消費税は預り金ではないという非常に象徴的な判決になったわけです。

法人税や法人市民税などは預かり税ではないと思いますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（岩松永治） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 預かり税はありません。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 国はこのように言ってます。

事業者、つまりお店はお客様から預かった消費税から仕入れなどで支払った消費税を差し引いた額が納税額としているため、事業者には負担がないと言ってるわけです。本当にそうなのでしょうか、確認したいと思います。これを確認するためには、入湯税を確認すると分かりやすいと思います。自治体の税収となる入湯税はどういう税金となっているのかを御説明ください。

○議長（岩松永治） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 入湯税は間接税でありまして、入湯税の納税義務者は鉱泉浴場を利

用する方です。鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者となり、この経営者が入浴料と一緒に預かり、経営者が市に納付をいたします。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

入湯税は、預かった税金を特別徴収義務者が市に納税することになっているということですね。これはまさに預り金として入湯税を預かっているわけであり、事業者、店側が負担していないということが分かります。しかし、消費税は預り金とは言えません。ということは、事業者にとって負担がない税金ということにはならないわけです。

よく調べてみると分かりますが、売上金額の10%を預かり、仕入れ時に払った消費税を差し引いて納税額を割り出すをされているので、事業者の負担はないと言っているわけなんです。これは実態を無視していると思います。売上額を決めるためには、仕入れ額やもろもろの費用、社会保険料の事業者負担分、そして給与などを合計して、その上に利益を乗せて定価を決めています。しかし、給与などは消費税の支払いの対象とならないので、お客様から預かった消費税からは引けません。つまり預かった消費税額から支払った消費税額を引くのですが、消費税の支払いが伴わない支払い、例としては給与や社会保険料などは預かった消費税から引けないため、預かった消費税、つまり納税しないといけない消費税が大分残ってしまうという仕組みになっています。その分は事業者が利益を削って支払う仕組みになっているのです。

ここでも分かる通り、お客様から預かった分を納税しているのではないのです。もっと端的に言えば、消費税は利益と給与、社会保険料にかかる税金であるということです。これが実態です。

そして、この税金の恐ろしいところは、赤字企業、つまり担税力のない会社に対してもしっかり徴収される税金であるということです。人を雇用している限り、その分に消費税が課税されるわけですから、赤字企業などは大変資金繰りに苦慮することになるわけです。消費税が納税できないため倒産する企業もあるのはこのためです。担税力に応じた負担という税の原則を逸脱した税制になっていると思います。だから、消費税率を上げれば上げるほど、会社の体力は奪われていくし、正規雇用でなく派遣労働になっていくのです。派遣労働の場合は、消費税を払う制度設計になっているからということなんです。

反面、海外へ販売している企業においては、国内で支払った消費税分に金利までつけて税務署から返金してもらっています。ということは、海外取引のある大企業において、税率をアップすればするほど利益を増やす制度になっているということです。これが消費税の実態です。

さて、このことを踏まえて、この基本的な知識の上で学校教育における消費税をどのように教えているのかを確認させていただきます。

文部科学省から出ている指導要領は、消費税をどのように教えるようになっていたのでしょうか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 消費税についてはありませんが、納税についてはそれぞれ一部抜粋とはなりますが、小学校学習指導要領解説社会編には、国民としての権利及び義務については参政権、納税の義務などを取り上げること、国民生活の安定と向上を図るために政治が大切な働きをしているという観点から、具体的な事例を取り上げる必要がある。その例として、納税の義務を取り上げ、税金が国民生活の向上と安定に使われることを理解できるようにする必要がある。

中学校学習指導要領解説社会編には、国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解できるようにするとともに、社会の形成者として必要な公民としての資質、能力を備えた国民の育成という観点から、税の負担者として租税の使い道や配分の在り方を選択、判断する責任があることなどについて理解と関心を深めるなど、納税者としての自覚を養うこととなっております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） これまでの法律、また裁判等で、消費税は購入段階で消費税を預けているわけではないことが分かっています。そこで、教材である教科書ではどのように書かれているのか確認しました。次のような記載があります。

私たちは店で品物を買うとき、消費税を含めた金額を払っているよ、消費税って何だろうという表現が教科書に出てきます。そして、そのページの中には女の子の絵があって、消費税を払う人と表現され、消費税プラス代金と書かれてありました。そして、矢印が店に向かって伸び、店などは消費税と書かれた矢印が国、都道府県、市区町村と書かれてあります。また、別の教科書には、納税者が生産者や販売者、担税者が消費者という形で、納税者と担税者が異なる消費税や酒税などの税金を間接税といいます。また、別のところで消費税などの間接税は、収入に関係なく全ての国民が同じ金額を負担しなければなりません。この場合は所得が低いほど、所得に占める税金の割合が高くなるという逆進性がありますと、このように書かれてありました。この表現には問題があると言わざるを得ません。これをどのように教えているのでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 南国市内の小学校、中学校で使用されている教科書の御質問いただいたページの指導内容については、指導書に以下のように記載されています。

本時の狙いとして、小学校の指導書には税金の集められ方や使われ方を調べ、税金の果たす役割や暮らしとの関わりを捉える。中学校の指導書には、税金の種類とそれぞれの特徴について、身近な暮らしの中から具体的に理解する。租税には、効率性と公平性の問題があることに気づき、納税の意義について考えることとなっており、これらの狙いを達成できるように教科書を活用しながら授業を行っております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） これまでの消費税法には、お店は預り金でないことははっきりしています。しかし、子供たちには間違いを教えています。このままでは未来がある子供たちは、正しい知識を持たずに社会に送り出してしまうこととなります。何らかの対処が必要かと思いますので、対応を教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 教科書記載事項につきましては、文部科学省の検定を受けた上でのものがございます。御指摘いただきました教科書の表記や指導書の内容につきましては、それぞれの発達段階に応じて、学習指導要領にある内容を児童生徒が理解しやすいよう工夫されたものとなっておりますので、こういった表記になっていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） なかなか理解し難いところがありますが、まずその前に教師の方に消費税の本質をしっかりと教えていただきたいと思います。税制度を公平に正しく理解してもらうことは大事なことだと思います。弱者にとって大変負担になる税制度であり、担税力のない人たちをより強く負担を強いる税制度という性質をしっかりと理解することが大切です。いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 税の逆進性の問題につきましては、授業の中でも行っておりますが、消費税の納税者というところにつきましては、管理職を通じまして消費税の納税義務者は国内において課税資産の譲渡等、及び特定仕入れを行った事業者と海外貨物を保税地域から引き取る者であることを周知していきたいと思っております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ぜひとも、まず先生方に対して税制度を理解することの大切さを知っていただきたいと思っています。この消費税に関しては、私も30年来大きな勘違いをさせられてきたと言ったら正しいのかもしれませんが、本当に複雑な表現をされてます。ですから、ほとんどの人たちは勘違いしていると思っています。しかし、教育の現場においては、ぜひとも今後の未来をつくる子供たちのためにも、正しい情報を伝えていただきたいとお願いいたします。よろしくをお願いします。

では、2つ目の質問に移ります。

ふるさと納税で南国市の産業をもっと向上させたいという観点から質問をさせていただきます。

今日の午前中の一般質問の中に有沢議員からもふるさと納税についての質問がありました。本市としても、より積極的に寄附金を集める手だて、返礼品を提供する業者などを早急に増強しなければならないと思っています。やればできるという根性論を言うつもりはないのですが、しかし今までの取組では不十分だということだけははっきりしていると思います。ぜひともさらなる取組をお願いいたします。

ところで、令和5年の寄附金の一部の使い道として総務省に報告している内容では、ものづくりサポートセンターに2,700万円ほど支払っています。これはどのような経緯なのでしょうか。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） ふるさと寄附金の使途についてなんですが、こちらは有沢議員のほうにも説明させていただいたとおり、南国市ふるさと寄附条例におきまして、7つの区分、事業が分けられております。その中に産業振興に関する事業という区分がございます、こちらのものでサポートセンターの利用につきましては、その産業振興分を充てているということになります。あくまでも産業振興に関する事業の一つとして充当しているということで、ほかの事業に対しても同様に充当できるものでございますが、国への報告、そちらにつきましてはそちらの事業として今回は充ててるということになります。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 分かりました。

産業振興ということになっているわけです。それで、ものづくりサポートセンターにそのお金を配分しているということなわけですから、それを聞くとさらにものづくりサポートセンターがしっかりとその大切な税金を有効に活用していくということが必須になると思います。当

然、南国市の予算から充当しているにしても、あるいはふるさと納税を活用するにしても、いずれにしてもものづくりサポートセンターが今後ますますよりよい地域産業の育成のために活用されることを願っています。

形も大切なことなんですけれども、心の籠もった行政執行、これを大切にしなければならないと思っています。国民の税金を大切に使う、有効に使うという思いが欠けるようであれば、寄附してくださった方々に申し訳ない思いになります。精神論を言うわけではありませんが、しかしねぎらいや思いやりの心なく、心の通わない仕事は何ひとつないと思います。ぜひそのような思いでよろしくお願ひしたいと思ひます。

返礼品の登録業者をサポートする企業はどちらになりますか。また、令和5年度のその企業への支払金額、及び寄附額に対して何%になるのかを教えてください。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 現在は株式会社JTBにふるさと寄附金業務を委託し、返礼品事業者のサポートを行っていただいております。令和5年度の委託料962万4,061円で、受付ポータルサイトにより委託料が異なっております。寄附金の6.6%、または8.8%、この8.8%につきましては一部のポータルサイトによりましてポイント制、そういったものを利用してるため、その分加算されておるといふ形で8.8というものがございます。

来年度からは、新たな事業者によりサポート体制を取るといふ形になっておりまして、そちらの提案では6.6%という形で全てを賄っていただけるというふう聞いております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 分かりました。ありがとうございます。

午前中、有沢議員の質問においてもその答弁を受けて、新しい事業者に期待するところでございます。

3つ目の質問としまして、NTTコムオンライン・マーケティング・ソリューション株式会社の調査では、調査対象者のうち寄附をした方が約30%、そのうち約65%は関係のある自治体へのリピーターであり、金額も高額になっている。今後も継続したいと思うと回答したのは93.5%で、継続意向が非常に高いとしています。この統計でも分かるように、リピーターになる率は大きいということです。そして、リピーターはいつも購入する商品、この場合は寄附金に伴う返礼品のバリエーションにもおいおいその自治体においてその他の返礼品に関心が出てくるはずでございませぬ。

そこで、商工業者と農業、水産業者などが手を結び、支援し合ったり、そのような組織がで

できれば、南国市において魅力ある新たな商品ができることも想定できますので、結果的に参加してくれる会社や出品してくれる商品が増えるのではないかと思います。また、そうした活動で新たな連携やアライアンス事業も期待できると考えます。返礼品の出品までのハードルを下げることで、例えば包装ラッピング、写真撮影、商品説明文書の作成、データアップの方法、出荷などのお手伝いを現在依頼している J T B さんだけに頼るのではなく、不十分とも言えるので、もっと行政と事業者及び団体等も協力し合って取り組む必要があると考えます。市長に対して有沢議員からも叱咤激励があったわけですから、ぜひとも腰を据えて寄附金額を上げるこの制度を活用しないといけないのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） ふるさと寄附につきましては、こちらの返礼品業者等につきましては個人で経営されているなど、生産規模が大きい事業者の場合、返礼品の出品や出荷が煩雑であり、参加への障壁となる場合もあるというふうにも考えております。

ふるさと寄附金は、本市の商工業や農業等の地場産業の P R に有効なツールにもなりますので、多くの事業者の皆様に戻礼品を出品していただきたいと考えております。

なお、今回次年度からのふるさと寄附金業務委託業者、こちらの選定をする際には、そういったことへのサポートが十分に行われるか、そういったことも考慮した、踏まえた上で選定させていただきます。新たに選定した業者につきましては、特に意欲があるというふうに認識しておりますし、これにつきましては市のほうも併せてそういった形で取り組むということで、さらなる参加業者の獲得、そういったものにもつなげていけるといいうふうに確信しております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 今御答弁あったように、また有沢議員の質問にあったように、新しい業者はしっかりとした実績を出している業者だというふうに伺っておりますので、本当に期待をしているところです。市を挙げて、もっと寄附金額のアップ、ぜひとも図っていただきたいと本当に心からお願いします。

しかしながら、そのうち南国市民がふるさと納税を活用する方が増えると、当然南国市の税収の減少につながる可能性もあるわけです。そうならないように部署の変更や組替えなども併せて積極的に対応いただけるように、心からお願いするところです。よろしくお願いします。

では、3番目の質問に移ります。

ワクチン被害者とその後の支援策ということにおいて質問させていただきます。

コロナウイルス対応ワクチンが定期接種に変更となりました。これまで多くの被害者をもたらしたコロナワクチンですが、これをしっかりと検証していく必要があると思っております。

そこで、今回も予防接種被害者救済制度に関して、最新の情報を市民に知らせていく努力が必要だと考えています。現在の全国の予防接種被害者救済制度に申請を出した方の死亡件数と認定件数、また医療機関により副反応疑いの報告制度の件数の状況を教えてください。さらには被害者へのお知らせの状況、支援の強化などの内容について教えてください。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 全国の予防接種被害者救済制度に申請を出した方の数としましては、11月29日現在、累計進達受理件数1万2,480件、認定8,501件、否認2,689件、保留19件、死亡の累計進達受理件数1,579件、認定915件、否認455件、保留1件となっています。

医療機関による副反応疑い報告制度の件数としましては、10月25日現在、令和3年度から令和5年度7月末までの初回接種報告分として、副反応疑い報告者数3万2,427人、重篤者数8,185人、死亡者数1,543人、令和5年9月20日から令和6年度3月末までの追加接種報告分として、副反応疑い報告者数277人、重篤者数147人、死亡者数41人となっています。

被害に遭われた方へは、市ホームページ、LINEで引き続きお知らせをしています。現在も新たな申請が来ており、来月も市の予防接種被害調査委員会を開催する予定となっています。これからも引き続き市ホームページ、LINEにより予防接種被害救済制度についてお知らせをしていくとともに、接種による健康被害が生じた方に寄り添い、親切で丁寧な対応を心がけてまいります。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

残念なことに件数がさらに増えているという状況です。これは本当にゆゆしき問題で、人の命がこのワクチンによってやっぱり侵されている、亡くなっている、これは本当にしっかりと市民の人たちにもワクチンの効果とともに、この危険性についてもお知らせしていくという必要があると考えています。この件数は、その全てではなくて、やっぱり氷山の一角ではないかというふうに私は考えているところです。先日も体調不良で入院までしている方の話を聞きました。申請をしたいと思っているが、病院側が診断してくれないという問題に遭遇しているという話でした。

一方で、レプリコンワクチンがリリースされ始めました。次世代のワクチンとも言われてい

るものです。そのレプリコンワクチンを日本で製造販売する会社の社員が匿名で本を出版しました。そのタイトルが「私たちは売りたい！危険なワクチン」というものです。

レプリコンワクチン、製品名がコストイベ筋注ですが、このワクチンの前にはメッセンジャーRNAワクチンを販売していた会社です。そのワクチンを打った若い社員が、ワクチンによって死亡していたというのです。それで疑問を持ち、調べてこの本を出版したそうです。販売している会社の社員までもが、その危険性を訴えるという異常事態になっています。

最近では、さらにフルミストタイプのワクチンが発売となるようです。点鼻薬として利用するようですが、これがさらに危険という話も出ています。まだ実態はどうかは不明です。追跡をする必要があると思います。

また、今年、風邪を法定感染症法の5類に格上げしました。指定感染症法上の5類への格上げによって、医療現場は対応しなければならなくなると聞いています。

そこで、どんな対応になるのか、どのような行動を自治体や医療機関はするのかについて教えてください。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 自治体としましては、新型コロナや季節性インフルエンザと同様に、感染状況に基づいた感染予防対策について、市広報やホームページ等でお知らせをしております。

医療機関につきましては、定点医療機関に指定された場合は感染状況等を県へ報告する必要がありますが、県に確認したところ、厚生労働省からはまだ具体的な通知は来ていないため、現時点で詳しいことはお答えできないとの回答をいただいております。以上です。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 大変憂慮される可能性があるんじゃないかというふうに思いますが、今後まさかとは思いますが、風邪のワクチンなどというものが発売されるという奇々怪々なことが起こらないように願いますし、さらに危ない政策としてパンデミックを発令することになると、今年地方自治法が改正されましたので、自治権が及ばない国の強制力による防疫政策が打ち出され、mRNAタイプのワクチン接種が強制でもなろうものなら、死亡者や重篤者がさらに増えるのではないかと危惧されます。市民の健康をしっかりとサポートしてくださるようよろしくお願いします。

では、4番目の質問に移りたいと思います。

マイナ保険証についてです。

この問題は少々複雑な問題でして、今回も今西議員のほうからマイナ保険証の進め方についての質問があったところです。このスピードを進めても、現場では混乱が発生して困っているのですから、ちゃんとそういう現場を国は見てほしいものだと思います。

医療現場の受付窓口において利用している率は、僅か7.7%ぐらいだと聞いています。その僅かな利用者の中にあってもトラブルが発生しているようです。全国保険医団体連合会によるトラブル報告などを聞いていると、とんでもないお粗末なシステムだと感じます。例えば、顔認証しても認証ができないとか、認証後に表示したデータが間違えているとか、他人の情報が表示されるとか、本当ちょっと耳を疑いたくなるような事例もあるわけです。

また、そもそも認知機能が衰えている方の場合、マイナ保険証が使えないとか、障害を持つ方の中にはそもそも使えないとか、高齢者はカードをしまった場所を忘れたとか、スマホを持っていないとか、様々なユーザーの環境を考慮していると思えないのです。どんな設計思想の下でシステムをつくっているのか、どれだけイレギュラーを検証してきたのか、使い勝手のよさにそれは現れてくるわけですから、かなり問題があると思ってます。はっきり言って、誰一人取り残さないを、皆を一定のルールにはめ込んでいこうとする強引な思想でつくっているのではないかと疑ってしまいます。とてもお粗末な感じがします。それによって行政が振り回され、多くの弱者を取り残しているという本末転倒の政策にあきれてしまいます。

一方で、マイナ保険証を持っていない方は資格確認書が発行されます。それは現在の保険証とともに、とても似ているカードですから、そういう人たちにとっても使いやすいものとなると思います。ならいつそのことマイナ保険証をやめて、その資格確認書に切り替えたいという希望があることも報道されています。

そこで、国は10月下旬からマイナ保険証を持っている人は返納できるようになりましたが、マイナポータル解除など関連する申請や作業があるようです。また、マイナ保険証をマイナポータルに登録していると思いますが、マイナポータルとマイナ保険証の解除を先にせず、マイナ保険証の解除を役所でしてしまうと、マイナポータルの保険証解除ができないように聞きました。とてもややこしい感じがします。それについて教えてください。

○議長（岩松永治） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） マイナンバーカードの保険証利用登録の解除手続は、解除を希望する方が加入する医療保険者にマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請を行うことで、約1から2か月後に利用登録が解除されることになっております。

この解除されたかどうかはマイナポータルで確認がいただけます。国が提供しておりますマ

イナポータルは、オンラインで自分の情報が確認できる機能を有するサイトでございますが、閲覧には御自身で利用者登録を行う必要がございますので、既に登録を行っていても、閲覧を希望されない場合はマイナポータルの利用者登録の削除をお願いいたします。削除の方法が分からない場合は、市民課のマイナンバー窓口でお手伝いをいたします。

また、マイナポータルでは、マイナンバーカードの保険証利用登録はできますが、利用登録の解除はできませんので、順番はございません。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 確認なんですけど、マイナポータルとマイナ保険証の解除、これに解除の順番はないということで間違いないですかね。

○議長（岩松永治） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） はい、順番はございません。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

マイナ保険証の返納についても、南国市のホームページや広報にも掲載しておく必要があると思いますので、よろしくをお願いいたします。

マイナ保険証を持っている方は、資格情報のお知らせという文書が送られてくると聞いています。それはどういうものなのか、教えてください。また、これはマイナ保険証と一緒に受診するときに持参せよとのことですが、それも併せて教えてください。また、資格情報のお知らせを持参したとき、患者さんがマイナ保険証の受付ができない場合、例えば障害者であったり、高齢者であったり、痴呆の方などの場合となるかと思えますけれども、付添いの方のサポートで利用できるのかも教えてください。

○議長（岩松永治） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 資格情報のお知らせは、マイナンバーカードの保険証利用登録をされている方が御自身の健康保険の加入情報を簡易に把握できるように、保健の切替え時や加入情報に変更が生じた際に交付するものでございます。

資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに持参する理由といたしましては、保険の切替え時にすぐに新たな加入情報が反映されない場合や、医療機関におけるシステムエラーなどでマイナ保険証が使用できない場合、またマイナ保険証に対応できていない医療機関を受診する場合など、不測の事態に対応するためでございます。

なお、資格情報のお知らせの提示は、マイナポータルから確認できる健康保険証画面でも代

用することができます。

また、マイナ保険証を何らかの事情で利用できない状況になっても、マイナ保険証と一緒に資格情報のお知らせを提示することで資格確認を行うことになっておりますので、高齢者や障害者などの方の付添いの方が、受診者に代わって医療機関等に資格情報のお知らせを提示することは差し支えないと考えております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

様々な事例が発生するかと思っておりますので、そういうものを精細に確認していく必要があるかなというふうには思っています。今のところ受診時に結構トラブルがあるということですから、そういう意味でもマイナ保険証を持っている方でも資格情報のお知らせカードを持っていったほうがいいわけですね。また、スマホやマイナポータル画面でも健康保険証画面で代用できるということが分かりました。

マイナ保険証には更新手続が必要となります。最初の頃にマイナ保険証を作成した方たちは、その更新が近づいてきていると思っております。それはどういうものか、もし更新を忘れた場合の対応などについて教えてください。特に病院にはほとんどかからない人など、更新忘れが発生しやすいはずですので、その対策なども教えてください。更新作業は、スマホで更新できるのか、案内が送られてきて、はがきなどを返送するのかなど、更新方法の内容も具体的な内容を教えていただきたいと思っています。そして、医療機関に行って、受診時に切れていることが分かった場合、その対処についてもお答えください。お願いします。

○議長（岩松永治） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） マイナンバーカードを保険証利用登録する場合は、マイナンバーカードに登載されている公的認証サービスによる利用者証明用電子証明書の機能を用いて、マイナ保険証として使用していただいております。この電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの交付から5回目の誕生日までとなっております。3か月前から更新手続を行うことができますので、余裕を持った更新手続をお願いいたします。更新時期が近づきますと、J-LIS 地方公共団体情報システム機構から更新案内が届くようになっております。

なお、更新手続ができなかった場合は、お手数でございますけれども、市民課のマイナンバー窓口においていただき、電子証明書の再発行手続をお願いいたします。代理人の手続も可能となっております。

更新忘れ防止の対策といたしましては、更新抜かりがないように定期的に市広報やホームペ

ージ等を活用し、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限や更新手続について周知してまいります。また、マイナンバーカード本体の更新は、送られてくる更新案内に記載されているQRコードをスマホで読み取ることで更新手続が可能でございますが、電子証明書の更新は市役所のマイナンバー窓口の手続が必要となります。取得時に設定していただきました暗証番号を用いて更新手続を進めますが、暗証番号をお忘れになった場合は再設定から始めることとなります。

なお、マイナ保険証を医療機関等のカードリーダーにかざした際には、有効期限のお知らせ案内が表示されるようになっております。また、しばらく受診をせず保険証利用登録の期限を過ぎている場合でもございまして、期限切れから3か月間は資格確認書を提示することでマイナ保険証として使用ができますので、早急な更新手続をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 今お話を聞いていても、なかなかマイナンバーカード、マイナンバー保険証、様々な更新手続があるなということで、市民にとっても混乱しそうに思えてなりません。

そこで、例えば家族全員が国保の場合、1種類の保険証を送ればよかったと思われませんが、一つの家族の中でもマイナ保険証の方や通常の保険証の方が混在している場合には、発送業務が複雑になり、行政の業務負担が大きくなると思います。いっそのこと資格証明書を全員に送ったほうが業務効率が上がるだけでなく、前の保険証の弱点をカバーできるため、市民にとっても大きなメリットがあるのではないかと考えたくになります。この点をどのように考え、対策を取ろうとしているのか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 来年の7月には南国市国保の全ての被保険者の方に対しまして、マイナンバーカードの保険証利用登録をして、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、利用登録をされていない方には資格確認書を交付いたします。従来の保険証の交付においては、国保加入者が属する世帯の世帯主宛てに被保険者全員分の保険証をまとめて送付をしておりました。次回も同じ作業を行うとなれば、議員がおっしゃられるとおり、資格情報のお知らせと資格確認書の異なる書類を同封することになります。これは発送作業上、大変手間がかかることに加え、書類の挿入ミスを招きやすいこともあるため、現在どのような発送方法を選択すればいいのかを検討中でございます。

また、そのような状況を鑑みますと、マイナ保険証保有者も含めた国保の被保険者全員に資格確認書を申請によらず一律に交付することがいいと考えられると思いますけれども、厚生労

働省からの事務連絡により、国民健康保険法第9条において資格確認書は被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付することとされており、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるかを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付することは認められないと示されておりますので、一律の交付は難しいと考えるところでございます。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 結構苛酷な業務になるかなというふうに思っ、この健康保険法の第9条、少し改正が必要なかなというふうに思ったりするところです。

苛酷な業務になると思います。なぜこんな行政にも市民にも医療機関にも負担がかかる制度になっているのか、甚だ疑問に感じるところです。

実はある区では、全区民に一斉に資格証明書を発送するという禁じ手ともいうやり方をやるという情報が漏れ聞こえてきています。1つの区で何十万人もの人がいて、その区分けを行い、発送するとなれば、もうたまったものではないのかなというふうに思います。気の毒な制度だと感じるのは、私だけではないと思います。さきの総選挙で政況が変わってきましたので、もっと現実的な制度に変更していることを願うばかりです。来年の7月に向けて体制づくり、大変かと思いますが、何とぞよろしくお願いします。

では最後、5つ目の質問に移ります。

防災対策についてということで、まず防災無線、防災メールについてお尋ねします。

防災対策について危機管理課にお伺いしますが、各地域に防災無線が設置されていますが、その設置場所によっては聞こえづらい家があると聞いています。大切な放送が市民に届かないということでは、市民の満足度が上がりません。この充実に関して、どのような対策を考えてますか。

また、南国市は放送メールというシステムを持っています。役所の常ですが、システムや仕組みを作成して終わっていることがあります。これもその一つではないでしょうか。せっかくの仕組みをもっと活用するために、南国市のLINEで紹介するとか、ホームページを工夫するとか、「広報なんこく」に呼びかけるとか、病院、商店、飲食店などに呼びかけて登録促進のポスターの掲示、チラシの配布などに努力すべきではないでしょうか。現在の登録者数と対策をお聞かせください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 防災行政無線につきましては、屋外で一斉同時に緊急情報を伝

達することなどを目的として設置しております。

平成25年度に整備を完了して以降、聞こえづらいという意見をいただくこともあり、聞こえづらい地域や戸数が広範囲、多数に及ぶ場合には、放送設備の増設なども行ってまいりました。また、聞き逃した場合にフリーダイヤルで放送内容を確認できる仕組みや、防災行政無線の放送をメールでお知らせする登録制メールの仕組み、なんこく防災メールなども整備しております。このなんこく防災メールにつきまして、11月末時点の登録者数は611人となっております。南国市広報やホームページ、LINEなどを通じたお知らせなどもしておりますが、登録者数は大きく伸びてないところです。

ただし、月別の登録者数を見てみますと、能登半島地震の発生した1月には登録者数が増えています。また、南海トラフ地震臨時情報の発表された8月にも増加しておりました。これらのことから、この登録制メールに対する潜在的なニーズはもっと多くあるものと感じております。議員からも御指摘がありましたとおり、ホームページや広報紙への掲載と従来の対策だけでなく、より多くの方に紹介できるよう、ポスターの掲示等、効果的な対策を検討してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

できるだけ早く市民の皆様が登録が進むように御対応をよろしく願いいたします。

さて、スターリンクについてお聞きします。

今年の3月議会では神崎議員から、9月議会では山中議員から、今議会にもまた山中議員から衛星Wi-Fiについての質問があったところです。そして、前向きな回答が出ていました。

私もスターリンクの必要性、有効性がある程度実証されている現在、導入に関して推進するべきと思っています。しかし、行政などがこのシステムを導入すると、民間の人が導入するよりはるかにコストがかかるという状況です。可能であれば、そのコストをお聞きしたいと思います。そういう事情もあるため、私としては市民の方が導入している、または導入を検討しているという方とアライアンス契約を結んで、協働して利用するという方法も検討から外すべきではないのではないかと考えます。サブスクとして永久に費用が発生するものですから、市民の導入を希望している方とのコラボであれば、双方にメリットが発生すると思います。当然、不要な地域でのコラボ導入は考えるべきではないです。

必要な地域を指定して導入する件数を特定し、進めるという方法があるのではないかと考えます。このコラボ契約だけで全て進めるということではなく、直接契約とコラボ契約の混在と

いう在り方でいいと考えます。いかがでしょうか、またその導入時期についても教えてください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現在導入を検討しております衛星通信サービスのランニングコストにつきまして、あくまで一例ではございますが、4つの庁舎で導入とした場合、月額20万円程度のサービスプランなどがございます。議員から御質問のありました民間が導入する場合と比べて行政が導入する場合にはコストが高いとの御指摘は、法人契約と個人契約との違いのことと思われまます。衛星通信サービスの中には、確かに個人契約と比べて法人契約の場合、使用料が割高となるものがあります。ただし、法人契約の場合は災害時に優先的な通信を確保できる等のメリットがあり、ランニングコストだけでは図れない要素がございます。

災害時には確実に使用できる環境を整備する必要があることや個人情報への漏えい対策もあることから、まずは市が契約するサービスとしての導入を検討してまいりたいと思います。

導入時期につきましては、現在市役所本庁舎、消防本部、上下水道局、保健福祉センターの4つの庁舎について、令和7年度から8年度の2か年で導入するべく検討しております。以上です。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

目の前の導入というふうなイメージをお受けしました。本当にいつ来るか分からない災害、それに備えてそのような対策を取ってくださっていることに心から感謝します。

本日の私の質問は以上となります。南国市を子供や孫の世代にわたって住みやすい町にしていくために、よろしく願いいたします。心の通う温かな南国市にしていきたいと思ひます。よろしく願いいたします。どうも本日はありがとうございました。

—————*—————

○議長（岩松永治） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明13日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時55分 延会